

ITの時代である。私が事務所を持つインドネシアでも身の回りにIT機器が溢れかえっている。インドネシアにおけるインターネットユーザーの100%以上がフェイスブックアカウントを持っているらしいし、小学校や中学校でも情報端末を使って授業や試験が行われていると聞く。今やIT機器は富裕層のみならず一般庶民の間でも生活に欠かせないものとなっている。また、インドネシアは大統領を国民の直接選挙によって選出する数少ない国のひとつでもある。これが可能となったのはIT普及の賜物と言えよう。IT機器は行政サービスの向上にも大いに寄与しており、かつては賄賂の温床であり極めて非効率的だった窓口業務もIT化で改善しつつある。ITの普及を受けて風通しが良くなってきているのは知財行政とて例外ではない。本稿ではインドネシアにおける知財情報の歴史を振り返りつつ、インドネシアにとって知財情報が持つ意味に若干の考察を巡らせる。読者諸氏が理解を深めるきっかけとなれば幸いである。

まず知財情報とは何のためのものなのかということ振り返っておきたい。知財情報の専門家でいらっしゃる読者諸氏には釈迦に説法ではあろうが、少しお付き合い願いたい。これを理解しているかいないかの違いが、日本とインドネシアの知財情報に対する姿勢の違いとも言えるからである。特許とは特定の者に一定期間独占権を与えるものであるから、独占によって排除された者は何に対して独占権が与えられたのか知る権利が保障されてしかるべきである。そうでなければ独占権の存在を知らないでその技術を実施する者が侵害の責めを負わされることになる。

また、特許情報が公開されることで、後発者は技術を習得し、それがまた新たな技術開発に繋がる。最近中国が技術力を高めてきているのは特許情報を活用したことによるものであるし、日本もかつて同じように特許情報を通して外国技術を学んできた。

特許制度というのは独占と公開という車の両輪に支えられて、技術発展に寄与するものなのである。独占だけが与えられ、公開が効果的になされなければ、特許制度が国家発展に与える利益を十分に享受しているとは言えない。ところが、インドネシアでは1995年にWTOに加盟したのを契機に、知的財産保護の制度を本格的に整備してきたものの、これまで権利を与えることに着目し、出願情報の公開によって技術習得の機会を得るという面はほとんど軽視されてきた。特許というのは外国人のためにあるもので、自国の技術発展のためにもなるという意識は低かった。それは現在でもあまり変わっていないように思われる。

筆者は1995年から1997年にかけてインドネシア法務省著作権特許商標総局（後

に知的財産総局と改称)に JICA 専門家として派遣されていた。その頃のインドネシアにおける知財情報と言えば、書誌事項と要約のみを記載した紙公報がすべてであった。この紙公報を局内に掲示することで一般公衆に特許等の出願の存在を知らしめ、異議申立を募っていたのである。その頃の知的財産総局は首都ジャカルタから 30 キロ離れた場所にあり、訪れる人もまばらであり、まして掲示板に張り付いて他人の出願をウォッチングする人などいなかった。

当時の特許法にでも出願から 18 ヶ月後公開公報が発行されることになっていたが、特許公開の印刷発行は著しく遅れていて、2000 年 3 月末の時点で発行されている最も新しい特許公開公報は公開番号 16800 (公開 1997 年 11 月 13 日)、特許登録公報は登録番号 1055 (登録 1996 年 10 月 30 日)、最も新しい商標公報は商標登録番号 361500 (登録 1996 年 6 月 6 日)であった。つまり公報の発行は公開日や登録日から 3~4 年遅れてなされていたのである。



かつての知的財産総局ロビーに掲示される意匠公報 (2001 年筆者撮影)

2007 年知的財産総局は知的財産電子図書館ウェブサイトを立ち上げ、出願・登録情報を公開するようになり、状況は大きく改善された。しかしながら、このウェブサイトに載せられた情報には漏れや入力ミスが多く見られた。

ウェブサイトとは別に、知的財産総局には特許公報発行用データを格納したデータベースがあり、これを利用した特許検索が可能であった。ただし、このデータベースは一般に公開されておらず、これを利用するためにはデータベースの担当者に非公式に検索を依頼しなければならなかった。これにより検索結果を得るまでには最低 1 週間程度かかり、ま

た検索結果の信頼性もあまり高くなかった。

また、特定の出願の審査状況については、直接知的財産総局に出向いて照会するほかなかった。

商標の検索は、検索は知的財産総局に保管されたファイルを手捲りする方法で行われていた。これらのファイルは商標のアルファベット順に並べられていた。外部の者が検索する場合、知的財産総局のファイル管理担当官に非公式に検索を依頼するよりなかった。

これらの状況をまとめて言えば、局内データベースや包袋庫等の管理をしている人に直接お願いして検索や出願照会を行っていたのである。

そして、登録済みの特許クレームを確認するために、包袋借用を依頼する時に彼らから聞かれる言葉はこれである。「本当は秘密の情報なのだが、特別に教えてあげる。」

このように出願公開の意味や包袋借用の目的が全く理解されていないという状況は現在もあまり変わっていない。もともと知財制度が WTO 加盟というひとつのパッケージの一部として受け入れたことで始まっており、自国の科学技術の発展を意図して取り入れたものではないからであろう。特許出願の90%は外国出願であって、国内からの出願の割合は年々増加傾向にはあるものの、特許は外国人のためのものという意識はぬぐい去られてはいない。

IT 技術の発展と普及により、行政機関の情報公開は随分と風通しが良くなった。以前は裁判所の判決情報も書類を管理している人に属人的に頼み込んでコピーをさせてもらっていたものだが、現在は最高裁判所の判決のほとんどがウェブサイトで公開されている。知的財産総局においても同様に情報公開が進んでいる。

それでも、知財情報の公開が自国の科学技術の発展に寄与するという考え方はまだまだ浸透していないように見える。たいへんもったいない話である。

筆者はそのような問題意識から、2017年秋にアジア特許情報研究会伊藤徹男様とインドネシア知的財産総局のご協力を得て、おそらくインドネシアでは初めてであろう知的財産情報ワークショップを開催した。参加者は知的財産総局以外にインドネシア政府系研究機関である科学技術応用評価庁、科学技術院の研究者をお招きした。参加者からは「このようなワークショップが欲しかった。もっと特許情報について基礎から学びたい。」とのお声を頂戴した。USPTO、ESPAC 等の無料検索サイトが存在することも彼らは知らなかったのである。

研究者達の熱い思いを受けて、2018年も再度ワークショップを開催する予定である。今回は伊藤様のほか、元大阪工業大学の都筑泉先生、有古特許事務所の角田嘉宏先生のご協力を得て、更に実践的なワークショップとする予定である。

インドネシア国内ユーザーが知財情報のメリットを味わうことが、インドネシアにおける知財情報の発展につながり、ひいては日本や世界各国のユーザーの利益につながると信じている。これらの小さい活動が、いずれ両国の友好と発展につながれば幸いである。



2018年10月知財情報ワークショップの参加者
(前列左から二人目よりアジア特許情報研究会伊藤様、知財総局 IT 局長、筆者)

(2018/10/12 受理)